

記者クラブの皆様

2025年2月3日
告発人代理人
ひいらぎ法律事務所
弁護士 釜田雄介

成年後見開始申し立てのため、港区が、 90歳男性の診断書を変造したと疑われる事件の刑事告発について

本日着で、東京地方検察庁および警視庁に、被害者の娘（60代）を告発人として、港区および川口病院の職員を被告告発人とする告発状を提出しました。

本告発状は、元東京高等裁判所判事・木谷明弁護士がおよそ完成させた正に最期の告発状であり、昨年末、木谷弁護士が亡くなった故、これを現代理人が引き継いで提出したものです。事案の概要については、木谷氏が作成した告発状の冒頭部分を引用しお示します（被害者の氏名はAと置換）。先例のない事件でもあり、多くの関係者にお伝え頂ければ幸いです。

第1 はじめに（本件犯行の概略と重大性）

当代理人が本告発状によって告発する犯罪は、行政機関職員及び病院事務局関係者が共謀の上実行した有印私文書（医師の診断書）変造・同行使罪を構成する事実である。この犯罪の法定刑は「3年以上5年以下の懲役」であって、殺人や強盗殺人のような重罪ではない。しかしながら、本件犯罪は、こともあろうに、国民のためにサービスを提供すべき立場にある行政機関（具体的には東京都港区役所、以下「港区」）自身が、自らの「行政実績向上の外観を作出」する目的で主導したと思われるものである。それは、社会生活に十分堪え得る一人の老人（A氏、以下「A」）を、「要成年後見対象者」（旧法の「禁治産者」）に相当するもの。以下「いわゆる禁治産者」ともいう。）として社会から事実上抹殺しようとして凶ったことに起因する、まことに深刻かつ悪質な事案である。～省略～

港区は、Aを川口病院医師に診断させたが、得られたのは「後見相当」ではなく「保佐相当」の診断書に過ぎなかった。ところが、港区の担当職員は、それでも成年後見の申し立てを諦めず、病院事務局関係者に働きかけてその協力を得た上、この診断書を「後見相当」の意見のものに変造させた（告1号証）。その上で、港区は、Aに対する成年後見開始を求めて東京家庭裁判所（以下「東京家裁」）に審判の申し立てをし（告2号証）、この変造診断書を提出したのである。この種の裁判において、医師の診断書の持つ意味は絶大である。第一審裁判所（東京家裁）で実施された精神鑑定にもこの診断書が大きく影響し、家裁の「成年後見決定」に結びついた（告3号証）。

告発人は、この決定に屈することなく各地の有名医師5名に父親を診断してもらったところ、5名の意見は全員「後見相当でない」とする点で一致した。そこで、告発人は、ただちに即時抗告の申立てをし（告4号証）、5名の医師の診断書を裁判所に提出した。このような告発人の活躍によって、即時抗告審では「原決定を取り消す。本件を原審に差し戻す」旨の決定（告5号証）が得られ、その後、差し戻し審（東京家裁）において港区の申立は最終的に棄却されるに至った（告6号証）。そのため、Aは、危ういところで社会から抹殺されずに済み、現在は、告発人夫妻との共同生活を楽しむことができている。

しかしながら、ことここに至るまでに、告発人とその家族には、通常の社会生活では考えられない様々な苦難が降りかかった。すなわち、Aの突然の拘束による所在不明、遠隔地の病院での事実上の監禁、まさかと思った成年後見決定の告知、第一審及び即時抗告審での苦闘などである。Aの現在の平穏な生活は、告発人の大活躍（それは、まさに「獅子奮迅の活躍」と言うべきである。）によって、漸くにして（そして辛うじて）得られたものであって、そのような活躍がなければ、Aは、あのまま「いわゆる禁治産者」として、社会から事実上抹殺されてしまった筈である。まことに恐ろしいことといわなければならない。

本件犯行はその意味で、社会生活上、極めて深刻かつ重大な意味を持つものであったというほかない。捜査当局におかれては、本件犯行の「法定刑がそれほど重くない」ことに目を奪われることなく、それが持つ「社会的・実質的な意味における恐ろしさ」に着目して、真相解明に全力を挙げていただきたい。

<本件に関するご連絡・ご質問等は下記へお問合せください>

一般社団法人 後見の杜 代表 宮内康二氏

TEL：080-2776-2802

メール：info@sk110.jp

以上